

札幌市身体障害者福祉センターの指定管理者の選定結果について

1 選定委員会開催経過

- 第1回 令和6年7月 29 日 募集要項、選定方法等について
第2回 令和6年 10 月2日 書類審査、面接審査、選定

2 選定委員会委員

- 委員6名(市職員1人、外部委員5人)
委員長 永井 順子 北星学園大学社会福祉学部教授
委 員 菊地 信 札幌市障がい者相談支援事業所 相談室すきっぷ ピアサポーター
委 員 倉知 直美 はまなす公認会計士共同事務所 公認会計士
委 員 高埴 則嗣 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会常務理事
委 員 塚越 佐恵子 社労士事務所コンサルト 社会保険労務士
委 員 成澤 元宏 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

3 応募団体

- 団体名
(公社)札幌市身体障害者福祉協会(※現指定管理者)
非公募により申込を求めた理由 別紙のとおり

4 選定結果(指定管理者候補者)

- (1) 選定された団体
(公社)札幌市身体障害者福祉協会 代表者 浅香 博文
札幌市西区二十四軒2条6丁目 1 番 1 号
- (2) 選定の理由
当該団体からの提案内容は、管理運営業務の各要求水準を満たしているとともに、選定基準に照らしても各項目において一定の評価を得ていることから、札幌市身体障害者福祉センター指定管理者選定委員会において、指定管理者の候補者として適切であると判断した。
- (3) 評価結果

選定基準	適否
① 利用者の平等な利用が確保されること	適
② 管理業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	適
③ 管理業務の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること	適
④ 管理に係る収支計画書の内容が、施設の管理費用の縮減が図られるものであること	適
⑤ 身体障がい者福祉事業等への理解、貢献及び実績があること	適
⑥ その他(環境への配慮、市内企業等の活用、障がい者の積極的な雇用等)	適

5 指定期間 令和7年(2025年)4月1日～令和12年(2030年)3月31日の予定

6 その他

- 令和6年第4回定例市議会において、公の施設の指定管理者の指定の件について議案を提出する予定。

選定方法を非公募とした理由

札幌市身体障害者福祉センター（以下「身障センター」という。）は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第28条第1項の規定に基づき、身体障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営めるよう、福祉の増進を図ることを目的とし、札幌市老人・身体障害者福祉施設条例（昭和40年条例第30号）第1条の規定により設置されたものであり、身体障がい者に対する各種相談、機能回復訓練、教養の向上、社会との交流の促進等を総合的に供与する施設である。

身障センターにおいて適切なサービスを提供していくためには、利用者の障がい特性を踏まえて、継続的な支援及び信頼関係の構築が必要不可欠となる。

このため、指定管理者が良好な管理を継続している場合において指定管理者を変更することは、利用者の不安を招き、身障センターの設置目的の達成の妨げとなるおそれがある。

現在の指定管理者である公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会は、利用者との良好な信頼関係を築きつつ、利用者の障がい特性に配慮した支援を行っているほか、利用者アンケートの調査結果についても良好であることから、同協会は適切な管理運営を行っているものと認められる。

以上から、身障センターについて、公募によることなく、同協会に対し指定管理者の申込みを求めることとした。